

**地方公共団体のスーパーシティ提案についての  
国家戦略特区WG委員等によるヒアリング（松本市）  
（議事要旨）**

---

（開催要領）

- 1 日時 令和3年5月19日（水）14:00～14:40
- 2 場所 永田町合同庁舎703会議室等（オンライン会議）
- 3 出席者

＜自治体等＞

臥雲 義尚	松本市長
宮之本 伸	松本市副市長兼 CDO 松本市スーパーシティ構想アーキテクト
宮尾 穰	松本市総合戦略局 DX 推進本部長
鈴木 博史	松本市環境エネルギー部環境・地域エネルギー課長
藤井 昌浩	松本市総合戦略局総合戦略室次長補佐
岩崎 博	松本市総合戦略局 DX 推進本部デジタルシティ担当係長
石井 貴文	松本市総合戦略局総合戦略室総合戦略担当係長
伏見 宏美	松本市総務部行政管理課行政改革担当係長
深澤 亮平	松本市総合戦略局 DX 推進本部主事
川上 浩司	京都大学大学院医学研究科教授 松本市スーパーシティ構想デザイナー（医療分野）
茅野 恒秀	信州大学学術研究院人文科学系准教授 松本市スーパーシティ構想デザイナー（エネルギー分野）

＜国家戦略特区ワーキンググループ委員＞

座長	八田 達夫	アジア成長研究所理事長 大阪大学名誉教授
座長代理	原 英史	株式会社政策工房代表取締役社長
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 パートナー弁護士
委員	岸 博幸	慶應義塾大学大学院教授
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	中川 雅之	日本大学経済学部教授
委員	八代 尚宏	昭和女子大学グローバルビジネス学部特命教授

＜情報・デジタル、個人情報保護の専門家＞

坂下 哲也 一般財団法人日本情報経済社会推進協会常務理事（スーパーシティ／スマートシティにおけるデータ連携等に関する検討会 委員）

<内閣府地方創生推進事務局>

眞鍋 純 内閣府地方創生推進事務局長  
山西 雅一郎 内閣府地方創生推進事務局次長  
佐藤 朋哉 内閣府地方創生推進事務局審議官  
喜多 功彦 内閣府地方創生推進事務局参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事
  - （1） 提案内容説明
  - （2） 質疑応答
- 3 閉会

○喜多参事官 本日は、御多忙のところ、御出席いただき、誠にありがとうございます。

これより松本市からスーパーシティ提案についてのヒアリングを実施いたします。

まずは自治体より提案内容につきまして10分程度で御説明いただき、その後、質疑応答を全体で40分程度を予定しております。

質疑応答の際の司会は、八田先生によりしくお願いいたします。

それでは、自治体より提案内容の御説明をよろしくお願いいたします。

○臥雲市長 皆さん、こんにちは。松本市長の臥雲義尚と申します。

先生方におかれましては「世界に先駆けるスーパーシティ松本～市民と地球のいのちを守る～」と題しました松本市のスーパーシティ構想のために貴重なお時間を割いていただきまして、誠にありがとうございます。

今日は、スーパーシティ構想で医療・介護・PHR分野を御担当いただいている京都大学の川上浩司先生、エネルギー分野を御担当いただいている信州大学の茅野恒秀先生、それにアーキテクトの宮之本副市長などが同席をしております。

それでは、アーキテクトの宮之本から、構想の概要について御説明させていただきます。

○宮之本副市長 皆様、こんにちは。宮之本です。

長野県知事などから応援メッセージをいただいておりますので、まずはそちらを御覧ください。その後、私から8分程度説明させていただきます。

（動画が流れる）

○宮之本副市長 長野県知事の応援メッセージにもありましたけれども、松本市の構想は、

医療・介護とエネルギーの二つの領域が柱です。

医療・介護では、財政サステナブルな医療・福祉・健康づくり、エネルギーでは、100%カーボンニュートラルな自律分散型まちづくりを目指します。

資料の1ページ目を御覧ください。連携させるデータは母子健康手帳、カルテ・お薬手帳、学校健診情報、電力スマートメーター情報などです。

電力スマートメーターからは、医療・介護分野として個人の生活行動データを取得し、エネルギー分野として電気使用量データを取得します。

市民からのデータ取得はオプトインで行います。

今回、情報提供に同意をいただけない方でも、あるいはスマホをお持ちでない方でも恩恵を受けられる先端的サービスも用意しております。

お手元の2ページから5ページは、松本医療圏の病院間連携の歴史、健康産業振興の取組などですが、時間の関係で割愛いたします。

6ページを御覧ください。医療・介護分野における先端的サービスです。

市の診療所が山間部に6か所あります。中には1週間に1時間しかオープンしていないところもあり、非効率です。

そこで、ドクターヘリに着想を得て、いっそ車両自体を診療所にしようと考えました。出かける医療機器、近づく医療機器を実現するとともに、社会保障費の適正化も図ります。

地域医療の高度化は、こちらにあるような3段階で進めていく予定です。

次に、医療・介護分野における規制・制度改革の提案について説明いたします。

7ページを御覧ください。生涯健康情報の電子データ化に関しては、健診結果などの保存年限、また、文書による通知のようなアナログ原則の見直しを求めています。

8ページを御覧ください。地域医療の高度化の第1段階、「車両を用いないオンライン診療、服薬指導」に関しては、現在、時限措置となっておりますオンライン診療、オンライン服薬指導の恒久化を求めたいと考えております。

第2段階、「車両を用いたオンライン診療、服薬指導」に関しては、通達0331第36号には規定されていない、車両内におけるオンライン服薬指導を可能とする措置をお願いしたいと考えております。

また、正規雇用ではない派遣看護師が車両内での診療サポートができるように、労働者派遣法第4条などの緩和を求めています。

9ページを御覧ください。第3段階の「移動する診療所」です。

現在の法体系においては、車両自体を診療所にするという概念がそもそも存在しません。したがって、そのための整備を求めています。

具体的には車両内での医療行為を可能とする措置、医療機器を搭載する場合の安全基準整備などが該当すると理解しております。

次に、エネルギー分野に移ります。

10ページを御覧ください。松本市は、全国でも珍しい50ヘルツと60ヘルツの周波数混在

地域です。異なった周波数エリア間の電力融通を実現することで、いわゆる東日本・西日本問題に対しても貢献できると考えております。

電力融通の方法は二つあります。一つは、EVバスによるもの。もう一つは、蓄電池を介することによって、周波数を変換いたします。

次に、エネルギー分野における規制・制度改革の提案について説明いたします。

11ページを御覧ください。「異なる周波数エリア間の電力融通」では、二つの新たな措置を求めています。

一つ目は、現在、10キロワット未満に制限されている電気自動車の出力上限の緩和です。一般用電気工作物に位置付けられる太陽光発電設備においては、出力上限が20キロワットから50キロワットへと緩和されました。今回、同様の緩和を求めています。

二つ目は、蓄電池からの売電です。蓄電池からの売電によって、50ヘルツエリアから60ヘルツエリアへの電力融通が可能になります。再エネ先進国のように、蓄電池からの売電マーケットが生まれることで、蓄電池を普及させるインセンティブになります。また、電力価格が高いときに蓄電池から売電するというビジネスも生まれます。

12ページを御覧ください。規制・制度改革に関しましては、今回提案しました項目だけではなく、既にある国家戦略特区制度の規制改革メニューを幅広く利用したいと考えております。8項目を挙げております。

私、副市長の前は、私立の中高一貫校で副校長兼駅伝部総監督を務めておりました。項目の7番目、公設民営学校については、特に関心を持っております。

最後に、住民合意について説明いたします。

13ページを御覧ください。今回、医療・介護分野において、PHRというデリケートなデータを取り扱うこととしたために、住民合意に当たっては、意を用いました。

昨年12月の段階で、市民に対し「PHRを取り上げます」、「病歴、薬歴情報も取り扱います」と明確に宣言しました。これは応募31団体の中で一番早いタイミングと認識しております。

その後、約20回にわたる市民との対話会を実施いたしました。休日に対面で行ったり、感染拡大中はオンラインで行ったりと、工夫しながら市民と対話しました。

市民目線という観点から、本構想においては、個人情報保護法関連の規制緩和は求めておりません。特区指定後の来るべき住民の投票を念頭に内閣府に提出後も継続的にスーパーシティ構想提出報告会という形で、臥雲市長と私で市民に説明しております。次回は来週の月曜日に実施いたします。

以上です。

○八田座長 ありがとうございます。

それでは、御質問をお願いいたします。中川さん、お願いいたします。

○中川委員 私の理解が間違っているのですが、とんちんかんな質問かもしれないのですが、健診結果の保存年限を撤廃するという話ですが、私の理解では、健診結果の年限と

というのは、5年間は保存しなければならないような規制なのかと理解していたのですけれども、それを撤廃するという事は、永久に保存するという義務の規制を新たに課すということにはならないのでしょうかという質問です。

そもそも健診結果について、PHRのような形で個人の健診結果も含めて吸い上げをすることであれば、その期間を永久に保存していればいい話であって、あるいは個人が保存していればいい話であって、こういう5年間の年限を撤廃する対応が本当に必要なのだろうかというのが私の疑問です。

そうではなくて、そもそも医療機関などについて、スーパーシティ構想に導入するという中で、永久に健診結果を保存するという義務づけに関して、合意をした者だけが参加をするスーパーシティ構想を御提案されていると考えればいいのでしょうか。その辺の理解が分からなかったもので、教えてくださいというのが1点目です。

2点目として、車の中で診療行為をするようなお話について、そもそも安全基準を定める必要がある、そういう制度をつくる必要があるということをお説明いただきましたけれども、それは実証実験なども含めて積み上げていく話のように思うのですが、松本市として車の中での診療行為について、何らかの実証実験といいますか、モデル的な検証は行っているのでしょうかというのが2点目の質問です。

私から以上の2点を御質問させていただきます。

○八田座長 よろしくお願ひします。

○宮之本副市長 それでは、私、宮之本から今の2点について御回答申し上げます。

1点目ですけれども、例えば医師法では診療録の保存期間を5年間としています。学校保健安全法では健康診断票の保存期間を5年間としております。薬剤師法では処方箋の保存期間を3年間としております。

今回、私どもが規制緩和として求めているのは、保存年限を撤廃し、永久的に健診結果であるとか、処方箋の内容を使いたいということです。

二つの例で説明したいと思います。

一つは、風疹の抗体検査です。行政が母子健康手帳の予防接種記録を保持していないために昭和37年から昭和54年に生まれた男子に対して通知を送付しています。そして風疹の抗体がない場合については、ワクチンの無料接種を行っています。もし、母子健康手帳の予防接種記録が40年、50年にわたって活用できるのであれば、このような無駄なことは不要でした。

もう一つの例は、B型肝炎です。B型肝炎については、給付金の申請に当たってカルテ情報の提出が求められております。これについても保存年限が決まっているために、現在、各医療機関では紙カルテが見つからないということで、給付金申請に当たって必要な書類が整わないことが全国的に起きています。

そのようなことをなくして、社会保障費を軽減するために、我々は保存年限の撤廃を求めているということです。

1点目の御質問の後半に関しましては、全ての電子カルテ情報等に関して、いったん保存年限を撤廃し、データを活用できる環境を整えた後、その状況において各市民に対し、オプトインでその情報の連携について許容しますか、どうしますかと問う形で同意を取りたいと考えております。

二つ目の質問に関しては、松本市では移動する医療機器に関する実証実験は、現在のところ行っておりません。しかしながら、長野県伊那市及び静岡県浜松市では、私どもが今回提示しています第2段階の実証実験を過去数年にわたって行っています。その結果を踏まえながら、どのような医療機器を車両に搭載すべきなのかということ、そのノウハウを得ながら実際に実証実験から社会実装につなげていきたいと考えております。

中川先生、お答えになりましたでしょうか。

○中川委員 2点目はよく分かったのですが、1点目で確認したいのは、私の理解が間違っているということかもしれないのですが、保存期間というのは、最低限保存しなければならない期間であって、保存期間を過ぎても保存しているということについては、そのデータを持っている期間は自由ではないかと私は理解していたのですけれども、もしも自由だとすれば、永久に保存してくれるという意思表示をした人に参加していただくということを御提案いただいているのか、あるいは永久に保存するという新たな義務を課すことについて、今回、同意を取って、スーパーシティとして提案しようとしている。そういう理解でよろしいのでしょうか。

○宮之本副市長 今回の御質問で、中川先生の御質問がクリアになりました。

保存年限が決まっているがために、現実には保存年限を過ぎると、そのデータが消去されている、破棄されているという実態がございます。したがって、そういう観点からは、中川先生がおっしゃる新たな規制ということになるのでしょうか。永久保存を義務づけることとなります。

ただ、今回、いわゆる紙媒体ではなくて、電子カルテとか、電子データ情報になるものですから、そのために倉庫をつくらなければいけないということはありません。ストレージに載せるので、個々の医療機関に新たな煩雑な作業が発生するわけではありません。

○中川委員 分かりました。ありがとうございます。

○八田座長 確認ですけれども、もし何らかの事情でパソコンが壊れてしまったとか、クラウドにお金を払わなくて保存できなかつたら、罰金を取るということですか。

○宮之本副市長 罰金を取るころまではまだ議論をしていませんが、少なくとも5年とか、3年という保存年限については撤廃していただきたい。

罰金について市民の理解が得られるかどうか、これから特区指定後に具体的に区域会議の中で有識者の方々、あるいは市民、民間事業者の方々と議論していきたいと考えております。

○八田座長 行政の責任で選択的に長期的に保存することは不可能なのでしょうか。

○宮之本副市長 行政が持っている情報については、そのようにしたいと考えております。

しかしながら、今回、データ連携基盤では、あくまでもデータは分散型に管理される。例えば医療機関の電子カルテ情報をあらかじめ市役所が持つデータベースに載せるのではなく、既にある医療機関のクラウドから必要に応じてデータを連携させるということを考えていますので、電子カルテ自体を医療機関の先生方が記入した瞬間に、それを行政に吸い上げるといったことは考えておりません。

○八田座長 特定の病気について、長期に保存してほしいとか、そういうものについてだけということとは考えられないのでしょうかということです。

○宮之本副市長 お答えになるかどうかですが、一つ参考になると思われるのは、川上先生が行われている学校健診情報の電子データ化。松本市で4年前から取り組んでおられまして、小学1年生から中学3年生までの9年間の学校健診票は、紙媒体ですが、中学3年時に過去9年間の学校健診票をOCRで読み取って、その場で電子データにしてPHRにしているのです。

そういう取組においては、そのタイミングでデータをいただくものですから、各学校であるとか、教育委員会がデータを引き続き保存しておく必要はありませんし、そのデータは疫学研究として使われます。したがって、八田先生がおっしゃられたように、いろいろなケースが考えられると思います。

○八田座長 ありがとうございます。

ほかに御質問はありますか。落合さん、どうぞ。

○落合委員 御説明ありがとうございます。

そうしましたら、私からも何点か伺いたいと思います。

一つ目は、電気についてなのですが、御説明を受けている間に拝見していた限り、発電設備に関する基準を書かれているようなのですが、今回は主に太陽光発電の設備について計画されていることでよろしいのでしょうかというのが一つ目です。

また、この部分はなぜ蓄電池のところを禁止しているのかがもしお分かりになれば、教えていただければと思います。

最後は、労働安全衛生法になります。法令には文書とは書いていないのですが、この部分は文書でということを求める通達があるのだと思うのですが、この辺りで御存じのものがあれば、教えていただければと思いました。

以上です。

○宮之本副市長 ありがとうございます。

エネルギーに関する最初の御質問に関しては、私が回答した後、茅野先生から補足いただきたいと思います。

松本市全体として見ると、一番大きな再エネ電源は太陽光ですが、現在、松本にある再エネ電源を考えますと、山側に小水力、木質バイオマス、地熱があります。街側に太陽光、地中熱、ごみ発電があります。

大きなものは太陽光ですが、太陽光以外の再エネ電源についても、蓄電池を使っ

た売電は規制緩和の対象になってきます。実際にドイツのゾンネン社が行っているVPPによる蓄電池からの売電は、イギリスであるとか、ドイツであるとか、オーストラリアで行われています。テスラ社もアメリカ、オーストラリア等で蓄電池からの売電を行っています。

蓄電池からの売電がなぜ許可されていないかについては、私は分かりませんので、茅野先生に代わりたいと思います。

最後の御質問ですが、労働安全衛生法第66条の6に該当するものです。66条の6には、当該健康診断の結果を通知しなければならないと、今、落合先生の御指摘のとおりなのですが、実際には秋田労働局などが、明確に「健康診断の結果を文書で通知する必要があります（労働安全衛生法第66の6）」としています。したがって、私どもは実質的には文書での通知をここで規定していると考えています。

茅野先生、蓄電池からの売電のことについて、お願いします。

○茅野准教授 私から補足で回答させていただきます。

信州大学の茅野でございます。エネルギー分野の企画統括を拝命しております。

松本市の提案ですけれども、市内に賦存する再生可能エネルギーの資源をフル活用いたしまして、100%カーボンニュートラルということを実内市で実現するというプランになっております。

その中で50ヘルツと60ヘルツがあり、50ヘルツエリアには、小水力、地熱、木質バイオマス、そういったポテンシャルが高く、60ヘルツエリアには、集住地域がありますので、太陽光発電や廃棄物発電といったものが出てまいります。

市内の再エネを総動員いたしまして、蓄電池、電気自動車に搭載されている蓄電池を使いまして、カーボンニュートラルを達成したいわけなのですけれども、その際に鍵になってまいります技術はバーチャルパワープラント、VPPでございます。

落合先生からの御質問、蓄電池のところを禁止している理由については、広く消費者が負担しているFITの電気と一般の電気が蓄電池内に混在することに起因します。VPP、蓄電池から売電をするといったときに、計量器の位置によっては売電できないおそれが出てまいりますので、これを阻害要因として外してまいりたいということです。

なお、私どもの提案の中では、蓄電池からの売電という規制緩和要望は、付随的なもので、主要な要望は、配電系統へのN-1電制による接続によって、50ヘルツエリアから60ヘルツエリアにたくさん融通して、100%カーボンニュートラルを地域で達成したいというのが狙いでございます。

以上です。

○落合委員 ありがとうございます。

今の点は、蓄電池のところに限ったわけではないのですね。

○茅野准教授 VPPを進めていきたいための規制緩和になっております。

○落合委員 分かりました。ありがとうございます。

○八田座長 ほかに御質問はございませんでしょうか。原座長代理、どうぞ。



○原座長代理 ありがとうございます。

二つあるのですけれども、1点目は医療のところ、第1段階から第3段階までであると思うのですが、第2段階については、私の理解で間違っていたらあれなのですけれども、車の中に看護師さんが乗っていらっしゃって、現場で患者さんを診られるということだと思うのですが、規制改革の項目として服薬指導を入れられているのですけれども、医療に関しては問題ないのでしょうか。確認の御質問です。

もう一つは電力のところ、国家戦略特区の考え方として、全国に広がっていくことをできればと思っています。50ヘルツと60ヘルツの周波数に関係なく、全国でも電力融通ができるかと理解してよろしいのでしょうか。

○宮之本副市長 1点目と2点目を私が御回答した後、茅野先生に補足をいただきたいと思えます。

1点目の原先生からの御質問は、第2段階のオンライン診療、オンライン服薬指導について。「オンライン診療部分については、0410事務連絡の恒久化で対応可能か」という御質問だと理解しております。

そのとおりです。第2段階においては、初診における緩和が昨年の4月10日の事務連絡で通知されていますが、これが恒久化できればそれで充分です。それ以上の新たな規制緩和を求めるわけではございません。規制緩和要望はオンライン服薬指導の部分だけです。

2点目に関しては、おっしゃるとおり、これは必ずしも松本市といった50ヘルツと60ヘルツの異なる周波数が混在しているエリアに限らず、全国的にこのソリューションは使えます。先ほど茅野先生がおっしゃられたように、日本では再エネ先進国に比べて遅れているVPP、すなわち仮想発電所のさらなる促進のために、この規制緩和が大きく役立つのではないかと考えています。

茅野先生、補足をお願いします。

○茅野准教授 原先生、ありがとうございます。

原先生ご認識のとおり、松本市の提案というのは、全国展開可能です。50ヘルツと60ヘルツが混在しているというのは、松本市特有です。再生可能エネルギーの資源が多く存在しているのは、各送電線の末端に近いところであると理解をしております。それぞれの発電事業者がそのまま接続したり、6,600ボルト、いわゆる配電系統に接続しない形で様々な工夫をされているわけなのですけれども、どうしてもそこはコストが高くなるようになっておられます。

地域に賦存する再生可能エネルギーの資源を効果的に接続していくために、政府がコネクタ・アンド・マネージという形で三つほど選択肢を検討して、解決策を立てています。本市においては、再生可能エネルギーの地産地消を進めていく上で、その中の一つ、N-1電制を活用させていただく予定です。

中部電力ともやり取りをしていくわけですが、様々な課題があるとは承知しています。しかし、そこには日立システムズであったり、エネオスであったり、日本のエネルギー供給

システムを構築してきた企業が松本市の構想には参加しております。ですので、パワーグリッド各社だけに検討を求めるものではありません。具体的な地域システムを対象とした真剣勝負の技術開発ができる点では、非常に突破力がある土地でこの仕事が始まると理解しております。

そういった点で、50ヘルツ、60ヘルツ混在という本当に特殊な状況であるわけですが、地方創生という規制改革特区の趣旨からしても、適合的なプランなのではないかと考えているところです。

○八田座長 私から御質問しますが、10ページの絵ではEVと蓄電池の話があって、蓄電池に関する規制緩和は、主たるものではないということでしたので、そういう意味では、EVを使って運ぶということになるかもしれないのですが、ここにN-1電制のことは書いていないのです。N-1電制が必要なところに使うのでしょうか。それが一つです。

もう一つは、電気を系統に流すのではなくて、自家発電みたいに自社内でやるなら何も問題はないと思いますけれども、そこはどのように考えているのでしょうか。

○茅野准教授 2点、御質問をいただきました。八田先生、ありがとうございます。

私から答えてしまってよろしいでしょうか。

○八田座長 どうぞ。

○茅野准教授 1点目ですけれども、蓄電池の規制緩和は付随的と申し上げたことによって誤解を招いて申し訳ありません。蓄電池の技術をフル活用していく上では必要な規制緩和だと思っています。

再生可能エネルギー分野では、3点の規制緩和を要求しているわけですが、2点目にリストアップさせていただきましたのはEVを介したいいわゆるVtoXといわれる技術です。これを使ってEVバスからの給電をするときに出力が10キロワット未満という制約を受けております。

EVバスの蓄電池の容量は非常に大きくなりますので、給電をするのに時間がかかります。公共バスとしても役割を果たしていくためには、できるだけ短時間で建物に給電することが望ましいと考えられますので、ここの規制緩和をお願いしている次第でございます。

もう一点、50ヘルツと60ヘルツでは、50ヘルツは東京電力がかつて、かつてというのは大正時代になるのですけれども、大正時代から松本地域の上高地で水力発電を進めてきた際に整備された送電網が基本になっておりまして、50ヘルツ管内の送配電網の容量は非常に小さいものになっております。これをN-1電制を使って

○八田座長 普通、N-1電制は分からないと思います。

○茅野准教授 そうなのですが、N-1電制というのは、運用容量そのものを増やすという特性があると理解しております。松本で地産地消していく上では、現状、50ヘルツエリアの送電網は強靱ではない、たくさんの容量を運べないということを考えますと、そこで東電、中電が持っている運用容量をフル活用させていただきたい、配電系統にN-1を入れさせていただきたいというのが規制緩和の趣旨です。

○八田座長 そのところは分かりました。

送電料金はどうするのですか。

○茅野准教授 送電料金は、中部電力など、系統を確保している各社と協議することになると思います。もちろん地産地消を進めていく上で、多少の手数料というのは、事業化するときには必要になってくると思っております。

○八田座長 関連する各電力会社に払う必要があると思いますが、そこら辺は考えられた話なのでしょうか。

○茅野准教授 はい。できるだけグリッドを使わない。蓄電池を介して50ヘルツから60ヘルツに融通し、60ヘルツに持っていくことも、八田先生がおっしゃられたような送電網にのせる電気をできるだけ少なくするという意味があるのです。ありがとうございます。

○八田座長 ほかに御質問はありませんね。

それでは、これをもちまして、松本市のヒアリングを終了したいと思います。どうもありがとうございました。